

議案第105号

令和5年度

八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算書

( 第 2 号 )



議案第105号

令和5年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度八代市のケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和5年11月27日提出

八代市長 中村博生

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
八代市有線テレビジョン放送施設管理運営委託	令和5年度～令和8年度	72,525

# ケーブルテレビ事業特別会計補正予算に関する説明書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	繰入金	事業収入
八代市有線テレビジョン放送施設管理運営委託	72,525	令和		令和 5～8	72,525			72,525	

